

宅地建物取引士証再交付申請について

宅地建物取引士証の亡失、滅失、汚損又は破損その他の事由を理由として、宅地建物取引士証の再交付を申請することができます。なお、宅地建物取引士証の即日交付はできません。

●提出書類の必要部数

正 1 部

●提出書類

1 宅地建物取引士証再交付申請書(様式第7号の五(第14条の15関係))

2 カラー写真(縦3センチ×横2.4センチ、上三分身) 1枚

※ 申請前6ヶ月以内に撮影した、無帽、正面、無背景のもの

※ 写真の裏に氏名・撮影年月日、登録番号を記入すること

※ 注意事項1を確認すること

3 兵庫県収入証紙 4,500円

4 宅地建物取引士証紛失届

※ 亡失、滅失したときまたはその他事由により手元がない場合に必要

※ 自宅以外で紛失し警察へ紛失届を提出している場合は、届出の受理日、受理番号、受理警察署を申請書に記入するか受理証明書を添付してください。(未提出の場合は警察署に届出をしてください。)

5 返信用レターパック(郵送希望の場合)

※ 郵送にあたり発送後の紛失・破損・遅延等については、当県及び一般社団法人兵庫県宅地建物取引業協会取引士講習センターは一切の責任を負いません。

●提出先

各県民局等宅建業所管課または

一般社団法人兵庫県宅地建物取引業協会取引士講習センター

(注意事項1～5)

1 ポラロイド写真、不鮮明なもの、画像を加工したもの、写真内に反射

が入っているもの等は受付できません。写真の再撮影、再提出を求める場合があります。適合写真について、原則、運転免許証の撮影基準を準用しますが、カラー写真のみとします。

- 2 紛失した場合は、宅地建物取引士証紛失届も提出してください。
- 3 紛失した宅地建物取引士証を発見した場合は返納届とともにすみやかに返納してください。
- 4 汚損又は破損した場合は、現に有している宅地建物取引士証と引換えに新たな宅地建物取引士証を交付します。
- 5 再交付の理由は具体的に記載してください。